

議案第100号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号)
の一部を次のように改正する。

第66条の3第4項中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。
以下この条及び第66条の17において同じ。)」に改め、同条第8項及び第12項中「看護師」を「
看護職員」に改める。

第66条の17第7項及び第9項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。